

(別紙)

諮問番号：令和6年諮問第3号

答申番号：令和6年答申第3号

答申書

第1 京都府行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

本件諮問に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、○福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護を受けていた審査請求人に対してなした法第63条の規定による令和4年2月24日付け費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）に不服があるとして、本件処分の取消しを求めるものである。

第3 審査請求に至る経過等

- 1 令和2年4月24日、審査請求人は、処分庁に対し、今後、請求人の亡父（以下「亡父」という。）の遺産を相続する予定があるものの、当時の収入のみでは生活に困窮していたため法に基づく保護を申請し、処分庁は、同年5月7日付けで、同年4月24日を実施日として審査請求人の保護を開始した。
- 2 令和2年11月26日、処分庁は、仕送り収入の開始・増加により最低生活維持可能との理由により、同年12月1日を実施日とする審査請求人の保護停止処分を行った。
- 3 令和3年2月17日、処分庁は、審査請求人から、手持ち金が減少したことによる、保護再開の申請があったため、同日を実施日として保護を再開した。
- 4 令和3年9月27日、処分庁は、審査請求人の補助人（以下「補助人」という。）から、補助人として選定された旨徴取した。
- 5 令和4年1月18日、処分庁は、補助人から同月14日に○円の相続財産収入があったとの申告を受けた。
- 6 令和4年1月19日、処分庁は、相続遺産の活用により最低生活維持が可能となることを理由として、同年1月1日を実施日として審査請求人の保護廃止処分を行った。
- 7 令和4年2月24日、処分庁は、審査請求人に対し○円を返還額とする本件処分を行った。
- 8 令和4年5月25日、審査請求人は、本件処分の取消しを求めて、審査庁に対し、審査請求を提起した。

第4 審査関係人の主張の要旨

- 1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、次のとおり、本件処分に不服があるというものである。

(1) 前提事実の誤認

処分庁は審査請求人が令和3年11月8日及び令和4年1月14日に計〇円の遺産を受け取ったと認定しているが、受け取った日付に誤りがある上、相続登記費用5万円等の必要経費の控除もしておらず、事実を誤って認定している。よって本件処分には事実誤認の違法がある。

(2) 医療扶助と法第63条の適用についての一般論

「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）問11—4の答及び高等裁判所の裁判例（令和2年6月8日東京高等裁判所判決（令和元年（行コ）第227号））からすると、国民健康保険加入者かつ資産を有する者より生活保護の申請があった際は、生活保護の適用を慎重に判断する必要がある。

かかる判断をした上で、やむを得ず保護を開始する場合は、本人に、法第63条の取扱い、つまり保護を受けた場合の不利益の内容を具体的に説明して十分な理解を得ておく必要がある。

よって、保護を受けた場合の不利益の内容の説明が不十分であり、本人が十分な理解をすることができなかつた場合は、医療扶助全額の返還を命じるのではなく、保護が開始されなかつた場合と比較して本人に不利益が生じないように、返還を命じる医療扶助の金額を減額すべきである。

(3) 本件における医療扶助と法第63条の適用について

ア 担当ケースワーカーは亡父の遺産の換価状況等について、十分な調査をすることなく、保護を開始した。

イ 審査請求人に遺産分割調停を起こさせるべく、担当ケースワーカーが審査請求人を法律事務所に連れて行ったのは、令和2年12月9日であり、それまで半年以上の長期にわたり、審査請求人に漫然と保護費の支給を行い、返還対象となる医療扶助の金額を増大させ、審査請求人の自立を阻害した。遺産分割を早急に行うために、担当ケースワーカーは福祉関係者と協力し、補助人の選任を促すこと等もできたといえる。

ウ 担当ケースワーカーからは、請求人の保護申請時、遺産を受け取ったら、保護が止まり、受け取った保護費の返還をしなければならないことについての説明はあったが、医療扶助に関し、医療費の10割が返還対象となる旨の説明はなかった。このような不利益の内容の説明が具体的には全くなされておらず、むしろ、返還見込額について誤った説明がなされており、審査請求人は、自身が受ける不利益な処分の内容を理解することができなかつた。

エ 遺産を相続した場合に、保護費の返還の必要性がある審査請求人に対し、入院費10割の負担は非常に不利益であり、一時的に保護を廃止し、国民健康保険を利用した方が、審査請求人にはメリットが大きかつたが、審査請求人に対し、そのような説明は一切なされなかつた。

オ 以上のような事情があるにもかかわらず、医療扶助全額の返還を命じる本件処分は、審査請求人に何らの予告もなく著しい不利益を課す処分であり、社会通念

に照らして著しく妥当性を欠くものである。

よって、本件処分には手続上重大な違法があり、裁量権の範囲を逸脱した違法がある。

(4) 理由付記が不十分であること。

本件処分の決定通知書からは、返還を求める生活保護費の内訳の記載がなく、返還を求める保護費の金額を特定することができない。よって、本件処分は、理由付記が不十分であるといえ、返還を求める保護費の内訳の記載を求める。

(5) 以上より、本件処分の取消しを求める。

2 処分庁の主張

処分庁の主張は、次のとおり、本件処分は適法かつ適正に行われたものであるから、本件審査請求を棄却するとの裁決を求めるというものである。

(1) 処分庁は、審査請求人に対して、法第63条の取扱いについて、10割額の医療費相当の保護費が返還対象となる不利益を十分に説明している。これを受けて、審査請求人は、処分庁の説明を理解し、返還誓約書に署名押印の上、保護の申請をしている。なお、審査請求人は、高等学校を卒業する能力を有しており、処分庁とのやり取りも正確であるため審査請求人に疾病、軽度知的障害があることのみをもって判断や行動を適切に行うことが困難とまでは言えない。

処分庁は、相続財産収入の総額〇円に対して、補助人から申告を受けた必要経費に係る資料に基づき、組織的に控除の可否を検討し、本件処分を行っている。

(2) 処分庁から、審査請求人に対し、保護開始以降に支給した保護費の全額が返還対象となる説明をしており、本件処分における保護費の過払い期間も明示していることから、理由の付記が不十分とは言えない。

(3) 以上のとおり、本件処分は、適法かつ適正に行われたものである。

第5 法令の規定等について

1 法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定し、法第8条第1項は、保護は、要保護者の需要のうち、「その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と規定している。

2 法63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」として、被保護者の費用返還義務について規定している。

3 国民健康保険の適用を受ける被保険者について、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第6条において、「次の各号のいずれかに該当する者は、都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険（以下「都道府県等が行う国民健康保険」という。）の被保険者としなす。」と規定し、同条第9号において、「生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯（その保護を停止されている世帯を

除く。)に属する者」と規定している。

- 4 行政手続法（平成5年法律第88号）第14条第1項は、「行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。」と規定している。
- 5 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省発第123号厚生事務次官通知）第8の3の(2)のエの(イ)は、「不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入（略）については、その額（受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。）が、世帯合算額8,000円（月額）をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること。」と規定している。
- 6 生活保護費の費用返還に関する取扱いについては、「生活保護費の費用返還及費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日付け社援保初0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「平成23年課長通知」という。）の前文において、「資力があることを確認した際は、当該被保護者に対して、資力の発生時期に遡って法63条に基づき費用返還を求め」としている。
- 7 平成24年課長通知の1の(1)は、「法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。（略）」と規定している。
- 8 問答集問11—4の答において、「法第63条の適用を前提に保護を開始した場合、（略）国民健康保険に加入していれば高額な医療費が必要となっても自己負担は高額療養費自己負担限度額までである。（略）しかし、やむを得ない事情により、保護を必要とする場合にはとりあえず保護を行い、しかる後法第63条によって費用の返還を求めることとなるが、この場合、本人に法第63条の取扱いについて十分に説明し事前に理解を得ておくことが適当である。」との考えが示されている。
- 9 法第63条の趣旨については、問答集問13—5の答(1)において、「本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするもの」としている。
- 10 問答集地13—6の答の(2)において、「相続は死亡によって開始され、相続人は相続開始の時から被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継するもの（民法第882条、第896条）とされており、また、共同相続人は、協議によって遺産の分割をすることができ、その効力は相続開始のときに遡って生ずること（民法第909条）とされている。したがって、法第63条に基づく費用返還の対象となる資力の発生時点は、被相続人の死亡時と解すべきであり、遺産分割手続により被保護者相続することとなった財産の額を限度として、被相続人死亡時以後支給された保護費について返還請求の対象とすることとなる。」との考えが示されている。
- 11 問答集問13—23の答の(1)において「保護の開始時において既に資力を有していた場合は、もしその時点で資力が活用可能な状態にあれば、それは現金化することにより

最低生活の維持のために当てられていたものである。したがって、必要経費等を除き実際の受給額全額を返還の対象とすべきであり、収入認定の際に認められる控除等は適用されない。(略)」との考えが示されている。

12 裁判例においては、保護の実施機関が、返還すべき保護費の中に医療扶助費を含めて返還を求めたことにつき、その裁量権の逸脱を認めるもの(令和2年6月8日東京高等裁判所判決(令和元年(行コ)第227号))がある。

本裁判例に係る事案は、資力を有していたが、認知症の進行により財産管理能力を失い預貯金の払戻しが不能となり、他に、直ちに活用可能な資産がない状態にあった高齢者に対し、保護の実施機関が職権で保護決定を行ったというもので、支給した医療扶助489万7,724円を含む保護費の返還をおって求めたというものであるが、同判決では、仮に当該職権による保護決定がなく、後期高齢者医療の被保険者であったならば医療費の自己負担額が46万2,760円にとどまったことと対比し、職権による保護決定により生じた負担の過大さを顕著なものと認め、これを「実質的には不利益を課す処分となり得る」、「行政手続一般において、不利益な処分を行う場合には、相手方に対して聴聞や弁明の機会の付与が求められていること(行政手続法第13条参照)に鑑みれば、実質的に不利益を課す処分となり得る保護を行う場合にも、保護を受ける相手方に、保護を受けた場合の不利益の内容を説明して十分な理解が得られていることが、その不可欠の前提」等と認めた上で、認知症の進行により、こうした説明を尽くすことがそもそも不可能又は困難な状況であった本事案での返還請求は、「後期高齢者医療等の被保険者であれば負担を要しなかった範囲の保護費の返還を求める部分については、著しく衡平を失っており、裁量権の範囲を逸脱した違法がある」としたものである。

第6 審理員意見書及び諮問の要旨

1 審理員意見書の要旨

(1) 本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきである。

(2) 理由

ア 費用返還額について、費用返還の対象となる資力の発生時点は、亡父の死亡時である。遺産分割手続により審査請求人が相続することとなった財産の額は、不動産の売却代金の2分の1に当たる〇万円と遺産分割調停による〇円を合計した〇円である。その額から、申告のあった必要経費等を控除した〇円は、令和2年4月24日から令和3年12月31日までの間に、審査請求人に支給された生活保護費の合計〇円を上回る。そうすると、審査請求人世帯は、亡父の死亡時以降「資力があるにもかかわらず、保護を受けた」ものといえ、法第63条により、支給された保護費に相当する金額の範囲内で処分庁の定める額について費用返還義務を負い、その額は、必要経費等を除き実際の受給額全額を返還の対象とすべきである。

また、審査請求人は、令和3年12月2日に振り込んだ不動産の相続登記費用5万円及び振込手数料220円が必要経費として控除されていない旨主張する。審査請求人は、預金通帳の写し等を処分庁に提出してはいるが、収入に伴う必要経費の申立てや、相続登記の手数料等の負担分の請求書の添付はなく、通帳の写しに

は支出内容の注釈はなかったというのであるから、処分庁は、上記登記費用等が必要経費に当たるか否か判断することができず、控除しなかったことに誤りはない。その他の事実にも誤認はなく、費用返還額を〇円と決定したことに誤りは認められない。

イ 医療費の全額が返還対象とされたことについて、審査請求人に生活保護を適用した場合、医療費の全額が返還額決定の対象となり、生活保護を開始するか否か慎重に検討する必要があるところ、担当ケースワーカーは遺産の換価状況等を確認することなく、漫然と保護を開始したとし、処分庁は生活保護適用の判断を誤ったと審査請求人は主張する。早急に遺産分割調停を勧めること、補助人の選任を促すこと、及び一時的に保護を廃止し、国民健康保険を利用する旨説明することは後から考えれば望ましいこととも思える。しかしながら、処分庁には、保護の実施に当たり幅広い裁量が認められており、生活に困窮した審査請求人から保護の申請があった以上、窮迫した事由がある場合として、保護を開始した判断に誤りはなく、各時点でそのようにしなかった処分庁の判断が不合理であったとまではいうことはできない。令和2年6月8日東京高等裁判所判決（令和元年（行コ）第227号）は、著しく過大な負担を生じさせることとなる保護の実施機関の職権による保護決定であったことに着目し、後続の費用返還決定処分に裁量権の逸脱があると判じた事案であるが、本件の場合、申請どおりに決定がなされたものであるから、本件は、これに該当しない。

ウ また、審査請求人は、医療扶助に関し、医療費の10割が返還対象となる旨の説明はなく、返還見込額についての説明も誤っており、自身が受ける不利益な処分の内容を理解することができなかつたと主張する。しかし、審査請求人は、保護の申請に当たって、処分庁から、亡父の遺産を相続した場合、それまでに受給した保護費全額が法第63条の規定に基づく返還の対象となるとともに、返還誓約書の裏面の記載を用いて、医療費の場合、全額が返還の対象となることの説明を受け、その説明を了承し、返還誓約書に署名捺印しており、説明がなかったとはいえない。返還見込額については、保護申請時に審査請求人が入院することまで予想することはできないこと、また、入院時であっても入院期間・治療内容等を予測することはできないことから、結果的に誤った金額を伝えたとしても違法・不当とはいえない。

エ 理由付記について、本件処分の決定通知書には、返還請求の理由として、事実関係（遺産を相続したことによる過払いで支給期間及び医療扶助費を含んだ金額であることを明示）が明確に記載されており、法第63条を適用して処分がされたことも記載されている。そうすると、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して当該処分がされたのかを、処分の相手方においてその記載自体から了知し得るものといえ、理由付記が不十分とはいえない。

オ 以上より、本件処分は、法令等の定めるところに従って適法かつ適正になされたものであり、違法又は不当な点は認められない。

2 審査庁による諮問の要旨

(1) 諮問の要旨

審査庁は、審理員意見書の結論と同様に、本件審査請求には理由がないから、棄却されるべきであると考えてるので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定により、審査会に諮問する。

(2) (1)の判断をしようとする理由

1の(2)に同じ。

第7 調査審議の経過

1 本件審査請求を取り扱う審査会の部会

第2部会

2 調査審議の経過

調査審議の経過は、次のとおりである。

令和6年4月23日 審査庁が審査会に諮問

令和6年5月21日 第1回調査審議（第2部会）

令和6年7月26日 第2回調査審議（ 〃 ）

令和6年8月23日 第3回調査審議（ 〃 ）

令和6年8月27日 答申

第8 審査会の判断の理由

1 本件処分の争点について

本件処分について、審査請求人は、医療扶助費に関し、医療費の10割が返還対象となる旨の説明を受けておらず、自身にとって不利益となる内容を理解することができなかったと主張する。

そこで、ケース記録を確認すると、審査請求人については、生活保護を申請した時点で病院での検査で知的障害を指摘されていたこと及び令和2年6月から7月までの入院に係る医療費が特に高額であったことが読み取れる。

そうすると、本件審査請求の争点は、保護開始時において生活保護費を返還することとなった際に医療費の10割が返還対象となる旨の説明を受けていたか、説明があったとして審査請求人がその内容を理解していたか、及び、審査請求人が入院し、医療費が高額となることが見込まれる状況になった際に国民健康保険へ切り替えるよう助言するなどなんらかの対応が必要であったかであるから、以下検討する。

2 本件処分の検討

(1) 事件記録から、審査請求人は困窮に至った経緯・生活歴についてケースワーカーに詳細に説明していたこと、ケースワーカーに対する反応も正確で意味をしっかりと理解している様子だったとケースワーカーが認識していたことが認められる。また、ケースワーカーが審査請求人に生活保護の制度について説明を行ったこと、審査請求人が署名捺印した返還誓約書の裏面に医療費の10割が返還対象となることの説明があること、審査請求人はケースワーカーと同行して国民健康保険被保険者証の返却を自ら行ったことも確認できる。これらのことから、審査請求人は、保護開始時において、生活保護費を返還する際には医療費の10割が返還対象となる旨説明を受けていたといえ、審査請求人がその説明を理解したとケースワーカーが判断したこ

とに不合理な点はなく、その対応が不当と判断される理由はない。

- (2) 生活保護は、法第24条第3項から第7項までの規定も踏まえ、保護の開始の申請があったときには、迅速かつ的確に実施することが求められているところ、例えば、相当程度先に発生する収入や将来突発的に生じうる医療費が高額となる可能性を理由として、本人から申請があるにもかかわらず実施機関が速やかに保護の要否を判断しないことはむしろ適切とはいえない。

本件処分についてケースワーカーの記録を見ると、審査請求人の健康状態は保護開始の申請時には精神科以外の通院は年1回婦人科に行くだけと聴き取っていたことが分かり、当時の審査請求人は医療費の10割返還が多額になる可能性が高くない状況にあったものと見込まれていたことが認められる。

審査請求人が遺産がいついくら入手できるかは保護開始時点において不明であり、令和2年11月10日の時点で、審査請求人は、遺産が入手できるのは令和3年2月の見込みと処分庁に述べており、実際に遺産が現金として入手できたのは令和4年1月14日であったから、審査請求人が保護の開始の申請があった際に保護の開始の必要性がなかったとはいえない。このような経過に照らせば、本件において、仮に将来の医療費の10割負担の可能性を検討するために補助人や後見人等が選定されるまで実施機関が保護を開始しなかったとすれば、むしろ迅速な生活保護決定を行うという生活保護の原則にそぐわないこととなったものというべきであって、審査請求人の保護申請に対する当時の処分庁の保護開始の判断に特に違法・不当な点は認められないというべきである。

- (3) また、令和2年6月15日からの入院により審査請求人の医療扶助額はそれ以降かさむことにはなったものの、審査請求人においては遺産の入手の見込みが相当に先であった一方で、仮に国民健康保険に加入した場合にその時点での健康保険料や医療費の自己負担額が支払える状況にあったとはいえず、むしろ医療扶助、生活扶助及び住宅扶助なしでは治療や生活に困窮する要保護状態にあったといえ、この時点で処分庁が審査請求人に将来の遺産が入った時の収入認定による保護費返還時の損得を考慮して国民健康保険に加入するよう説明する義務があったとまでは認められず、処分庁が審査請求人に改めて注意喚起し、あるいは、一時廃止の上で国民健康保険による3割負担を受ける選択肢を処分庁が説明するなどの対応をしなかったとしても、処分庁としての裁量を逸脱するような違法・不当な点があったとは認められないというべきである。

- (4) 令和2年6月8日東京高等裁判所判決（令和元年（行コ）第227号）が同様の事例として挙げられているところ、本裁判例では職権で保護の開始決定がなされており、審査請求人の申請に応じて行われた本件処分とは事案が異なり、本件にそのまま適用できるものではない。

3 他の主張の検討

他の主張についても検討すると、必要経費（相続登記費用等）の控除がされず費用返還額が決定されていることについては、資力総額から相続登記費用を含めて算定した必要経費及び各種控除を差し引いたとしても、支給総額より残りの資力総額の方が高額となるため、支給額の全額の返還を求めることとなり、返還請求額には変動がな

く、返還請求額には影響しない。

また、理由付記については、本件処分の決定通知書には、返還請求の理由として、遺産を相続したことによる過払いであり支給期間及び医療扶助費を含んだ金額であることが明確に記載されており、法第63条を適用して処分がされたことも記載されている。そうすると、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して当該処分がされたのかを、処分の相手方においてその記載自体から了知し得るものと言え、理由付記が不十分とはいえない。

4 判断

以上から、本件処分は、第5の法令等に照らして適切になされたものと認められる。

5 結論

以上の理由から、本件審査請求には理由がないから、第1の審査会の結論のとおり判断するものである。

京都府行政不服審査会第2部会

委員（部会長）	西村	幸三
委員	小谷	真理
委員	杉江	正徳